

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示案」（別紙2-3）
に関する意見募集結果

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	2-1-1	法第23条第1項各号に掲げる場合【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】	<p>第三者提供時の確認・記録義務編 P6</p> <p>【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】</p> <p>【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】について記述がありますが、記録義務の適用の有無についてしか触れられておらず、記録義務が適用される場合の記録の作成方法、記録事項などについては、国内の第三者に個人データを提供する場合と同様に、「4 記録義務」に従うこととなるということで、4-2 記録事項の中の「本人の同意」については、国内の第三者に個人データを提供する場合とはその内容が違うことに触れられておらず、なおそれでも「国内の第三者に個人データを提供する場合と同様」で足りるのか否かの解説を求めます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>外国にある第三者に対する個人データの提供について、記録義務が適用される場合の記録の作成方法、記録事項などについては、国内の第三者に個人データを提供する場合と同様に、本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案4に従うこととなります。記録事項について、個人情報取扱事業者は、本人の同意に基づき個人データの第三者提供を行う場合には、施行規則第13条第1項第2号の定める事項を記録する必要があります。</p>
2	2-1-2	仮名加工情報取扱事業者（法第2条第10項関係）	<p>25-1 2-1-2(3)で「当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」として、「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの」にあっては、その代表者又は管理人」を含まない反面、</p>	<p>本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案2-1-2(3)は、改正後の法第23条第5項第3号を引用しているところ、同号の「代表者」については、改正後の法第23条第2</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>4-2-1-1(2)で「代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第18条の4第1項第3号において同じ。)の氏名」として、「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人」を含むのは不整合であるように思われる。「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人」を要求するかしないかどちらかに定め、ガイドライン中で一貫させるべきである。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>項第1号括弧書きで定義され、「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人」とされていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
3	2-2-1-1-	<p>「提供者」の考え方 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供</p>	<p>第三者提供時の確認・記録義務編 P7 2-2-1-1「提供者」の考え方 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供</p> <p>(2) 本人に代わって提供として下記の記述があります。 「個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。・・・ 個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の</p>	<p>本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案2-2-1-1(2)では、個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを提供する事例をお示ししているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断することになる。」</p> <p>その上で、【本人に代わって個人データを提供している事例】が事例1から8まで示されています。</p> <p>この事例1から8までにおいて、各々の「本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るポイント」が不明瞭です。</p> <p>事例の多くは、「本人に代わって個人データを提供している事例」ではなく「本人の同意を得て個人データを提供して事例」となっています。</p> <p>ここは、「本人の同意を得て個人データを提供して事例」ではなく、「委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できていることによって、本人に代わって個人データを提供している事例となるもの」を載せていただけよう望みます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	
4	2-2-2	受領者に確認・記録義務が適用されない場合	<p>第三者提供時の確認・記録義務編 P10</p> <p>2-2-2 受領者に確認・記録義務が適用されない場合</p>	<p>本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案2-2-2-1（2）では、【受領者にとって個人情報に該当しない事例】として、事例</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(2) 受領者にとって「個人情報」に該当しない場合について下記の記述があります。</p> <p>「次の事例のように、提供者にとって個人データに該当する場合であっても、受領者にとっては「個人情報」に該当しない（当然に個人データにも該当しない。）情報を受領した場合は、法第 26 条の確認・記録義務は適用されない。」</p> <p>そして、【受領者にとって個人情報に該当しない事例】が記述されていますが、</p> <p>事例 1) 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供を受けた場合</p> <p>という記述は誤解を生む記述になってしまっています。</p> <p>「提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータ」であっても、受領者が他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる状態が多く生まれています。</p> <p>提供者が顧客の氏名を削除し、電話番号をハッシュ化して提供した場合であっても、提供先において同じハッシュ計算式を持っていて、自社の顧客の電話番号をハッシュ化することで、同一のものを名寄せする場合などは容易に想定できるため、この事例の内容は誤解を生じやすく不適切です。</p>	<p>1 をお示ししているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
5	2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性	<p>第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-1(2) 受領者にとって「個人情報」に該当しない場合における事例 1) の「提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータ」と仮名加工情報との関係性が不明瞭です。また、仮名加工情報の第三者提供は禁止されている（委託と共同利用は認められている）ことから、誤解を招かないような解説が必要かと考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案 2-2-2-1（2）の【受領者にとって個人情報に該当しない事例】の事例 1 は、仮名加工情報に該当しない情報であることを前提としています。</p>
6	5 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合	<p><該当箇所></p> <p>5 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合 (P. 23)</p> <p><意見></p> <p>通則編「3-7-6 提供先の第三者における確認義務」「3-7-7 提供先の第三者における記録義務」を参照するように記載されているが、むしろ、通則編 3-7-6、3-7-7 の記載を確認・記録義務編に取り込み、通則編から参照させるようにしてはどうか。</p> <p><理由></p>	<p>個人関連情報の第三者提供につき、提供元の確認・記録義務と提供先の確認・記録義務は相互に関連する内容であることから、本ガイドライン（通則編）案にてまとめて解説することとしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>個人情報や個人関連情報の第三者提供・受領を行う事業者は限定的であり、通則編の記載内容に重複感があるため、1冊のガイドラインにまとめた方が参照・理解しやすいと考えられるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	
7	その他	<p>第三者提供時の確認・記録義務編</p> <p>第三者提供記録の開示 “通則編の「1 目的及び適用対象」では、下記の解説が記述されています。</p> <p>なお、法の規定のうち、・・・第25条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第26条（第三者提供を受ける際の確認等）・・・に関する内容については、各々について分かりやすく一体的に示す観点から、別途「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」・・・においてそれぞれ定めている。</p> <p>それであるにも関わらず、（第三者提供時の確認・記録義務編）において、通則編「3-8-3 第三者提供記録の開示（法第28条第5項、第1項～第3項関係）」へのリンクが記述されていません。</p>	<p>本ガイドライン（通則編）案の3-8-3-1において、第三者提供記録とは、法第25条第1項及び第26条第3項の記録のうち、政令で定めるものを除いたものをいうと記載しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>そのため、(第三者提供時の確認・記録義務編)で説明されている「第三者提供記録」となるものと、その開示との関係が分かりにくいものになってしまっています。改善を求めます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	
8	その他	<p>第三者提供時の確認・記録義務編</p> <p>第三者提供記録の開示</p> <p>外国にある第三者への提供編の「4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置(規則第11条の2第1号関係)」において下記の記述があります。</p> <p>「法第24条第1項の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第11条の2第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。」</p> <p>この4-2の中で、下記の記述があります。</p> <p>「(※2)・・・第三者提供時の確認・記録義務(法第25条及び第26条)・・・並びに第三者提供記録の開示(法第28条第5項)及びそれに関連するその他の手続等(法第27条及び第31条から第33条までのうち、第三者提供記録の開示に関連する手続等)については、ここでいう「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った</p>	<p>第三者提供記録の開示については、本ガイドライン(通則編)案3-8-3に記載しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>措置」として外国にある第三者等が講ずべき措置には含まれない。</p> <p>一方で、外国にある第三者への提供編の 4-2-18 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条の趣旨に沿った措置）には下記の記述があります。</p> <p>「【事例 1】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合 提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、日本における個人情報取扱事業者が開示等の請求等に応じる手続を履行することについて明確にする。</p> <p>なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。」</p> <p>そもそも、日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に個人データを提供する場合において、外国にある事業者は「第三者提供記録の開示」は相当措置には含まれないという事であれば、日本にある個人情報取扱事業者が負う「第三者提供記録の開示」については「第三者提供時の確認・記録義務編」の中で詳しく解説をしていただけることを求めます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	

